



- 16.1 買主は、本製品を使用する間、本製品若しくは本製品に組み込まれている物品（以下、本条において総称して「本製品等」という。）が日本の外国為替及び外国貿易法その他輸出関連の法律に基づく輸出制限を受ける可能性があること、及び、本製品等が日本以外の国の輸出規制対象品目に該当する可能性があることを承知し、当該法令を遵守しなければならない。かつ、適切な監督官庁の承認なく、輸出禁止国若しくは国際貿易制裁対象国の企業、居住者若しくは国民、又は国際貿易を禁止されている個人若しくは企業に当該対象品目を移転し、輸出し、又は再輸出してはならない。
- 16.2 買主は、大量破壊兵器（核兵器を含む）、非核兵器、その他日本の外国為替及び外国貿易法その他の輸出関連の法律で定義されている兵器等を開発し、生産し、又は使用する目的で本製品等を使用してはならない。]
- 17 完全合意  
本約款は、本約款の対象事項に関する両当事者間の完全な合意及び了解を構成し、かかる事項について、両当事者間の従前の合意又は取決めの内容にかかわらず、両当事者間の従前の合意に優先するものである。  
各当事者は、個別契約を締結するにあたり、本約款に明示された以外の記述、表明、保証又は了解に依拠しておらず、かつ、それらに基づく法的救済を有しないことを承知し、これに同意する。
- 18 個人情報の取扱い  
当事者は、いずれも、個別契約の有効期間中及びその終了後も、本約款に関連して取得した個人情報（日本の個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定める情報を指す。）を、個人情報の保護に関して適用される法令及びガイドライン等に従い適切な方法で管理し、使用するものとする。
- 19 権利義務の譲渡禁止  
買主は、売主の書面による事前承認なく、個別契約に定める権利義務を第三者に譲渡し又は移転してはならない。
- 20 分離可能性  
本約款のいずれかの規定が無効又は違法であると判明しても、当該規定以外の規定の内容及び有効性には何ら影響が及ばず、全て有効に存続するものとする。
- 21 存続条項  
第2条第4項ないし第6項、第5条、第8条第2項から第7項、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条並びに第22条は、個別契約終了後も存続するものとする。
- 22 本規約の変更  
売主は、本約款を変更することができるものとし、本約款の変更後における販売条件は、変更後の約款によるものとする。  
制定 2017年5月  
改訂 2020年6月